

第44回ドイツ法史家大会(フランクフルト・アム・マイン)参加記
望月 滯

第44回ドイツ法史家大会は、2024年9月16日(月)から20日(金)にかけて、フランクフルト・アム・マイン大学にて開催された。テーマは「史料の言葉(Die Sprache der Quellen)」と設定され、配布された名簿によると、参加者は270名弱であり、前回のチューリヒ大会に比べると100名近く増えたことになる¹。ただし一部期間のみの参加者も多く、実際の規模感は100名程度といったところだった。個別報告のための二つの会場も大講義室をパーティションで二つに分断したもので、前回よりやや小さかったかと思う。コロナ禍を乗り越えた後の前回学会が事実上の祝祭の様を呈し、ドイツ内外の研究者が一堂に会して盛大に行われたことと比較すると、今回大会は参加人数とは裏腹にやや小規模で内向きなものだったように感じた。とはいえやはり、新進気鋭の若手から我が国でも広く名の知れた大御所まで、数多のドイツ法制史家が熱く議論に花を咲かせる様子は壮観というほかないものだった。

筆者は、留学中のミュンスターからおよそ4時間の鉄道の旅を経て出席した。法学部を含めた所謂文系学部が街中に点在し、一つのキャンパスを持たないミュンスターとは違い、フランクフルト大学は市の北西にキャンパスを持ち、学会が開かれたウェストエンドキャンパスには法学・神学・哲学・歴史学・文献学などの伝統的な人文・社会科学系の学生が集まっている。ドイツ有数の大都市という

¹ その模様は、本誌第4号において勝又崇氏によって紹介されている。

ことに起因するのか或いは学生の勤勉さの差異なのかは判らないが、学期が終わると学生が帰郷しオフシーズンの様を呈するミュンスターと較べると、フランクフルトは学期休みの最中であっても多くの学生をキャンパスで見かけることができた（参考までに、前回大会が行われたチューリヒのキャンパスは、市街地の中心から少し離れた山間部にある。農学部などとキャンパスを共有しており、観光地としても名高いチューリヒの市街地の喧騒からはかけ離れた静謐な雰囲気が漂うキャンパスだった）。筆者はこれまで大学を研究対象としてきたので、こういった「学風」やキャンパスの違いは、殊更興味深く目に映った。

さて今回、恐縮ながら学会参加記を寄稿する機会を頂いたので、拙い語学力で理解できた範囲ではあるものの、以下に個人的な発見を記したい。先に参加記を寄稿されている川島・勝又両氏のものと同併せて今後参加を検討する方々の参考になれば幸いである。なお、学会報告のリストは学会のウェブページに掲載されているので、そちらもご参照いただきたい²。

・全体的な印象：「ドイツ」法史家大会への回帰？

最初に受けた全体的な印象は、前述の通り前回のチューリヒ大会と較べて、今大会は「ドイツの」大会へと回帰したということである。やや過剰とも思われるほどの量と種類の軽食と昼食を提供した前回大会に対して、今回は昼食を含まないなどかなりスリムになった（ただしオープニングでは前回同様アルコールが出た。日本の感覚からするとこの辺りの「社交の場」としての学会の側面が最も驚きを以て受け止められるように思う）。エクスカージョンも前回に

² URL: <https://rechtshistorikertag2024.de/>

比べ参加人数を大きく減らし、参加した日本人は私のみだった。しかし恐らく前回大会が特殊だったのだろう。敢えて言うならば、祝祭が終わり日常の大会運営に戻った印象を受けた。これは大会自体の国際色とも関わることであり、報告自体は前回大会から引き続き、ドイツ語以外の報告も多く見られたものの、国外からの参加者は名簿上1割弱で、前回大会から継続して参加している者は殆どいないように見受けた。とりわけ英米圏の参加者は（大学ベースで名簿から数えた限りではあるが）僅か5名と、退潮が目立った。その他イタリアやオランダ、スペインからも参加があったが、最大でも5名程度であり、英語で議論が飛び交っているという様子も見られなかった。そのなかで日本からは筆者を含め10名程度が参加しており、ドイツ法制史学界との強い紐帯を改めて感じた。

参加者の多様性についてももう少し言えば、参加者の約1/3にあたる計85名はフランクフルト・アム・マイン大学または同大学内に建つマックス・プランク法制史・法理論研究所に所属を持っており、或る種当然のことだが最大勢力を構成した。主宰の一人の T. Duve も同研究所の所長である。ただ、この内の多くは18日に同研究所で開催された研究プロジェクト報告の登壇者として登録されていたようで、その他のセッションで彼らを見かけることはあまりなかった。結果として数字の上の規模感に比してやや小さい大会で、若手研究者も多くはなかったように思う。前回のチューリヒ大会では開会式の前に、直近に博士論文ないしは教授資格取得論文を書き終えた若手研究者による研究報告が数本行われていたが、今回は先述のプロジェクト報告の一部となっていたのだろう。寧ろ、ドイツ各地で既に講座を持つ法制史家たちがコーヒーを飲みながら旧交を

温め、直近のプロジェクトについて話し合ったりする様子が目立った。また、全体討論の議題の一つとして、学術出版の未来に関するものがあつたのだが、学会の参加者名簿の中には日本でも良く名の知られた De Gruyter 社などからの参加も見られたにも関わらず、登壇者は研究者に限られており、議論自体がやや一面的である印象は否めなかった。

勿論大会全体は閉鎖的なものではなく、寧ろ多くの新しい出会いに恵まれたものだった。南山大学の田中実教授の二十数年来の知己であり主宰の一人である A. Cordes 教授（彼はかつて日本で一時働いていた経験があるそうで、日本語が堪能である）と夕食を共にしたり、ハンガリーから参加した博士課程の学生やマックス・プランク法制史・法理論研究所の学生とも新たな交流を得、報告の内容や学界の動向について議論を交わしたりと、実りが多い時間を過ごした。

・個別報告の特徴：法制史の方法論をめぐる？

さて、続いて今大会の報告に関する幾つかの傾向について言及したい。プログラムを見通して先ず目に付くことは、デジタル人文学（Digital Humanities. 以下 DH）の存在感である。全体講演 4 本の内 1 本、個別セッション 6 個の内 2 つが DH をテーマに据えたものであり、加えて 18 日のプロジェクト紹介でも多くの DH 関連のプロジェクトが報告された。特に、特定の時代と地域の法史料にそれぞれ特化したデジタルアーカイブの構築を目指すプロジェクトが多く、中世教会法から 19 世紀の経済的な諸規定に至るまで広範な分野が扱われていた。これは大会全体が史料論に焦点を置いたものであるということにも起因しているが、それ以上に DH による閲覧可

能な史料の爆発的な増加が解釈に大きな変革をもたらすという、所謂「多読」の考えが色濃く反映されている³。プロジェクトそれぞれはどれも完成度が高いものであり、各分野の研究者にとって大きな助けになるものだったが、(大抵は時間と予算の関係で)拡張性やその他のプロジェクトとの連携可能性に関しては意欲が見られず、フロアからもプロジェクトの乱立を懸念する声が挙がっていた。他方で、全体講演・個別セッションにてDHの名を冠して報告されたものの多くはDHと全く関係しておらず、デジタルツールを使ったことを以てDHと称しているものであった。主宰の一人である T. Duve の期待に反して DH がもたらす方法論的な影響については全くと言っていいほど俎上に載ることがなく、加えてデジタル技術については専門外の法制史家の集まりである以上技術面についても踏み込んだ議論は見られなかった。それゆえ、正直に申し上げれば肩透かしな報告が多い印象が否めなかった(なお単にこれらはDH関連の報告ではなかったという意味である。報告された事例そのものはどれも興味深かったことを付言しておく)。

方法論について言えば、寧ろ DH に関わりのない報告から筆者は多くの議論の可能性を見出すことができたように思う。というのも、法制史の隣接分野を専門とする研究者の報告も数多く見られたからである。前回のチューリヒ大会でも、中世大学史の M. Kinzinger が報告をしていたが、今回は近世の犯罪史研究で知られる G.

³ なお、多読の方法論が歴史学に与える影響に関する筆者の考えについては、拙稿「Digital 技術下の方法論は革命的か：歴史学の場合」『(情報処理学会) 研究報告 人文科学とコンピュータ』126-2 (2021)、1-6 頁を見よ。

Schwerhoff、文学・言語学者の B. Aehnlich、現代史家の A. Weinke などがそれぞれの専門領域に立ちつつ法史料を扱った議論を展開した。とりわけ B. Aehnlich による、法教育を受けていない近世の素人 (Laienjuristen, Rechtslaien) の為に書かれたマニュアル (Rechtspraktikerliteratur) に登場する学識法の専門用語の受容過程に関する報告 [Sprachliche Strategien der Wissenvermittlung in der Rechtspraktikerliteratur der Frühen Neuzeit] は、日本にバックグラウンドを持つ研究者としてとりわけ興味深いものだった。というのも、我が国も明治期に近代法体制を整備する際にヨーロッパから多くの法の用語を借り受けた歴史があり、本報告が対象とした近世ドイツに於ける学識法と在地の法慣習の接続とは共通する部分が多いからである。残念ながら彼女自身とこの観点から質疑・議論を行う機会は逃してしまっただが、その後の休憩の際に日本人参加者の中では、日本語への翻訳との比較可能性、素人のためのマニュアルに対して法学識者側が反対にどのような眼差しを向けていたのか、について日本法制史の事例を検討するなど、多くの議論を喚起する報告だった。

この分野横断性は法学と歴史学を跨ぐ本学会の特長の一つであり、それぞれ異なるバックグラウンドから立ち現れる方法論から受ける新鮮な刺激は、一方の学問領野に留まることでは得られない種類のものであるように思う。とりわけこの点で筆者の眼に興味深く映った報告が、J. Platschek によるローマ法の解釈に関する報告 [Die verzinste παρακαταθήκη in D.16,3,26,1 (Paul. 4. resp.) = Paul. 1474 Lenel und das Argument der Typenexzessivität] である。本報告は利息の付いた寄託 (depositum / παρακαταθήκη) を扱う D.16.3.26.1 の法学者パウリスの回答と、関連する幾つかの法文 (D. 16.3.24, 3.28, 3.29.1 など)

に見られる、パウルス自身やスカエウォラ、パピニアヌスなどの見解の間に生じる矛盾をどう理解すべきか、という趣旨のものであった。争点となった法文の箇所は、「寄託された金額を超えていること (Exzessivität / depositae pecuniae modum excedere)」という D.16.3.26.1 のみに見られる部分であった。筆者自身はローマ法に疎いので、Platschek の論証そのものについては言及を避けるが、彼がこの矛盾を根拠に D.16.3.26.1 の文面を *modum nondum* あるいは *modum non* に修正すべきである、と提案したこと、そしてフロアからこの方法論について一切の批判が聞かれなかったことには驚かされた。歴史家の眼からすれば、テキストに何らかの誤りがあると判断し修正を提案するためには、文字間の不可解な隙間であったり写本上のブレだったり何らかの「物証」を求めたくなるが、彼は法文間の整合性のみに依拠しており、ローマ法を理性に基づくものとして見ようとする伝統の上に立つドイツのロマニストとの考え方の違いを肌で感じた瞬間だった。

またこれは上述の観点の違いとも関わることだが、学会のテーマに沿う形で史料上の語の概念とその伝承・変遷を問う報告が多い中で、その語を通じて何を見ようとするのか、即ち或る史料概念の法規範上の解釈可能性を見ようとしているのか、それとも現実における意味を見ようとしているのか、についての議論が多く交わされていたことも言及しておくべきだろう。たとえば T. Rüfner による全体講演[Personae, res, actiones. Drei Übersetzungsprobleme]では、ヒト・モノ・訴権(*personae, res, actiones*)という広く知られた三つのカテゴリがローマ法においてどのように観念され、現行法がどのように受容したのかが問われたが、有体物に限られる現行の BGB 上のモノ

概念とローマ法上のその比較に於いて、この視点の問題は浮き彫りになった。或いは、T. Keiser による労働法に関する全体講演 [Zwischen Pluralismus und Vereinheitlichung. Quellenperspektiven für die Geschichte des Arbeitsrechts] では、中近世の労働契約から非形式的な規範性(informelle Normativität, Informalität)が特徴として見出されたが、ここでも現代の法概念との慎重な区別が求められた。

雑駁ではあるが、以上を以て第44回ドイツ法史家大会の参加記としたい。今大会はドイツへの回帰を示したが、次回開催地は再び国としてはドイツを離れ、ドイツ語圏最古の大学であるウィーンとなった。このことが学会全体にどのような影響を与えるだろうか。或いは今回俄に喚起された DH はウィーンでも存在感を示すのだろうか。気の早い話ではあるが、既に2年後が楽しみである。